

公益財団法人八戸地域高度技術振興センター
高度技術利用研究会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人八戸地域高度技術振興センター業務方法書第6条第4号の高度技術利用研究会（以下「研究会」という。）の設置運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究事項)

第2条 研究会は、地域技術の課題に関し、産・学・官の共同研究を促進し、高度技術の地域産業への導入及び活用を図るため、次の事項について協議研究するものとする。

- (1) 高度技術に関する情報交換に関する事項
- (2) 地域技術研究課題に関する事項
- (3) 共同研究開発促進に関する事項
- (4) その他高度技術の振興に関する事項

(組 織)

第3条 研究会は、次に掲げる会員及び委員、並びに賛助会員をもって構成する。

- (1) 会 員 高度技術の開発研究を指向し本研究会が認める企業等
- (2) 委 員 高度技術に関する学識経験者及び支援機関の職員
- (3) 賛助会員 ①会員である企業等に所属していた退職者
②委員が所属する機関を退職した学識経験者等
以上について本研究会が認める個人

2 委員は理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(研究会の運営)

第4条 研究会は会長がこれを招集する。

2 研究会の運営については、別に定める。

(補 則)

第5条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、理事長が会員及び委員の意見を聴いて定めるものとする。

付 則

1 この設置要綱は昭和62年5月30日から実施する。

2 この設置要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は第4条の規定にかかわらず、昭和64年3月31日とする。

3 この設置要綱は平成23年4月1日より一部変更する。

4 この設置要綱は平成24年4月1日より一部変更する。

5 この設置要綱は平成30年7月6日より一部変更する。

6 この設置要綱は令和 3年7月8日より一部変更する。